

資料編

【資料編】

1	公認会計士・監査審査会関連資料	
1-1	公認会計士法の改正の概要……………	61
	—公認会計士・監査審査会発足の経緯—	
1-2	公認会計士・監査審査会運営規程……………	62
1-3	公認会計士・監査審査会の実績（議事概要）……………	68
2	審査及び検査関連資料	
2-1	監査の信頼性確保のために……………	72
	—審査基本方針等—	
2-2	品質管理レビューの一層の機能向上に向けて（概要）……………	79
	—日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言—	
3	公認会計士試験実施関連資料	
3-1	公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）……………	87
3-2	公認会計士試験合格者調等	
3-2-1	平成16年公認会計士試験 第1次試験合格者調……………	88
3-2-2	平成16年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調……………	93
3-2-3	平成16年公認会計士試験 第2次試験合格者調……………	99
3-2-4	平成16年公認会計士試験 第3次試験口述受験者調……………	105
3-2-5	平成16年公認会計士試験 第3次試験合格者調……………	112
3-2-6	平成17年公認会計士試験 第1次試験合格者調……………	119
3-2-7	平成17年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調……………	124
3-3	新公認会計士試験の実施事項（集約版）……………	130

平成12年6月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- (1) 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公正性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- (4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに大蔵大臣の諮問機関として「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなり、公認会計士監査に関する調査審議については、同じく金融庁に置かれることとなった金融審議会に移管された。

平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」を改組・拡充して設けられた「公認会計士・監査審査会」の名称は、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士や監査法人の行う監査業務に対する「事後監視」を担うことを組織の名称として明確化したものである。

公認会計士法の一部を改正する法律

我が国資本市場の活性化

・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
 (←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするため
 インフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
 → 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
 ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

【法律の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨の使命・職責の規定を整備

○公認会計士等の独立性の強化

・上場企業等に対する監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
 ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

○監視・監督体制の充実・強化

・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための一般的検査権の導入
 ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政がモニター

○試験制度の見直し

・現行の試験体系の簡素化
 3段階5回→1段階2回 + 実務補習修了の確認
 ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

○監査法人の社員の責任の一部限定

・指定社員制度の導入により、監査に参与しない社員の責任を限定

○規制緩和等関連規定の見直し
 ○監査法人設立の届出制化

1-2

公認会計士・監査審査会は、公認会計士・監査審査会令（平成12年6月7日政令第265号）第2条の規定に基づき、公認会計士・監査審査会運営規程を次のように定める。

公認会計士・監査審査会運営規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会議
- 第3章 調査審議
- 第4章 試験
- 第5章 審査
- 第6章 検査
- 第7章 勧告
- 第8章 専決
- 第9章 雑則
- 附 則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 試験事務においては、公認会計士になろうとする者に必要な学識等の判定を行うため厳正に行い、審査及び検査においては、監査の質の確保と実効性の向上を図ることを旨として、客観的・専門的知見から行うものとする。

第2章 会議

（開会）

- 第2条 会議は、原則として月2回程度開くこととするほか、必要に応じて開くものとする。
- 2 会議は、公認会計士・監査審査会会長（以下「会長」という。）が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となり、会議を運営する。

（会議への出席）

- 第3条 審査会は、事務局の職員を会議に出席させて、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、会議において関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第4条 会議は、これを公開しない。

(議事録)

第5条 審査会は、会議について、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 開催日時及び場所
 - 二 出席者の氏名
 - 三 議題
 - 四 審議の概要
 - 五 議決事項
 - 六 その他必要と認める事項

(小委員会)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 4 議事運営その他小委員会に関し必要な事項は、各小委員長が定める。

第3章 調査審議

(意見表明)

第7条 公認会計士法（以下「法」という。）第32条第5項に基づき、金融庁長官より意見を求められた場合には、書面をもって意見の表明を行なうものとする。

第4章 試験

(試験実施に係る細目)

第8条 公認会計士試験に関する実施計画等必要な細目は、審査会が別に定めるところによる。

第5章 審査

(審査基本方針及び計画の策定)

第9条 審査会は、日本公認会計士協会が法第46条の9の2の規定に基づいて行う会員の法第2条第1項の業務の状況の調査の結果に関する審査にかかる基本方針

を策定するものとする。

2 審査会は、前項の審査の計画を策定するものとする。

(審査)

第10条 前条第1項の審査にかかる事務について、事務局は、定期的に処理状況を審査会に報告するものとする。

2 前項の事務において重大な事実が把握された場合には、事務局は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、審査結果に基づき、立入検査の要否等、必要な対応を決定するものとする。

第6章 検査

(検査基本方針及び計画の策定)

第11条 審査会は、検査にかかる基本方針を策定するものとする。

2 審査会は、審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、日本公認会計士協会、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所（以下「被検査事務所等」という。）のうち検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項、検査期間及び主任検査官その他当該検査の実施項目を定める検査実施計画を策定するものとする。

(検査の報告)

第12条 主任検査官は、立入検査を終了後、必要に応じ検査結果の概要を審査会に報告するものとする。

2 主任検査官は、検査を終了するときは、検査結果を審査会に報告しなければならない。

3 主任検査官は、特に重大な事実を把握した場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第13条 審査会は、検査を終了したときは、検査結果を当該被検査事務所等に通知するものとする。

第7章 勧告

(行政処分等の勧告)

第14条 審査会は、行政処分その他の措置について金融庁長官に対して勧告するときは、書面をもって行うものとする。

第8章 専決

(専決)

第15条 審査会は、審査会の事務処理のうち、次の各号に掲げる事項について、事務局長の専決とさせることができる。

- 一 公告に関する事項のうち軽微なもの。
- 二 広報に関する事項（年次報告書の公表を除く。）
- 三 公認会計士試験の実施に関する事項のうち軽微なもの
- 四 報告徴求に関する事項

第9章 雑則

(公表)

第16条 審査会は、毎事務年度終了後、当該事務年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第17条 審査会は、事務処理に必要な各般の情報の収集、整理及び分析を行い、その情報の適切な活用を図るよう努めるものとする。

- 2 審査会は、審査及び検査の各事務を処理した場合において必要があると認めるときは、その各事務処理の結果が行政運営に適切に反映されるよう、関係行政機関に所要の連絡を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月20日から実施する。

回	開催日	主な議題
1	H16.4.1	(1) 公認会計士・監査審査会の業務について (2) 公認会計士・監査審査会委員の職務・身分について (3) 公認会計士・監査審査会の開催について (4) 公認会計士・監査審査会の会議の公開等について (5) 公認会計士試験第2次試験の主任委員の指名について
2	H16.4.20	(1) 公認会計士・監査審査会運営規程等について (2) 公認会計士試験について ① 公認会計士試験試験問題調整小委員会の設置等について ② 公認会計士試験の実施にかかる状況について (3) モニタリングに関する事項について (4) 懲戒処分 の 現状について
3	H16.5.18	(1) 公認会計士・監査審査会運営規程について (2) 公認会計士試験試験委員選任小委員会等の設置について (3) 品質管理レビューについてのヒアリング
4	H16.5.25	(1) 公認会計士試験について ① 公認会計士試験試験委員選任小委員会委員について ② 公認会計士試験第2次試験(短答式)の実施について (2) 公認会計士等の懲戒処分に関するヒアリング (3) 自由討論(審査の基本方針の策定について)
5	H16.6.1	(1) モニタリングに係る審査基本方針及び審査基本計画について (2) 政策評価について
6	H16.6.8	(1) 品質管理レビューの月次報告について (2) 審査基本方針及び審査基本計画について
7	H16.6.16	(1) 公認会計士試験について ① 新公認会計士試験実施検討小委員会委員について ② 第2次試験短答式試験の合格者の決定について (2) 審査基本方針及び審査基本計画等について
8	H16.6.29	(1) 審査基本方針及び審査基本計画等の策定について (2) 公認会計士試験第3次試験の主任委員等の指名等について (3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の考え方について

回	開催日	主な議題
9	H16.7.13	(1) 公認会計士試験について ①公認会計士試験第3次試験試験委員について ②公認会計士試験第1次試験を免除する者について (2) 政策評価(事業評価)について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について (4) ロゴマークについて
10	H16.8.3	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②平成15年度年次報告書の概要について
11	H16.8.31	(1) 公認会計士試験第1次試験の試験委員等について (2) 品質管理レビューの実態把握等について
12	H16.9.17	(1) 平成17年 公認会計士試験の年間実施計画について (2) PCAOB検査の概要について (3) 品質管理レビューの月次報告等について
13	H16.10.12	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握作業について (2) 監査人監督機関の第1回国際会議等について (3) 議事及び議決の方法について
14	H16.11.2	(1) 公認会計士試験について ①平成16年第2次試験の合格者の決定について ②平成17年第2次試験の試験委員等について (2) 議事及び議決の方法について (3) 品質管理レビューの実態把握の状況について
15	H16.11.16	(1) 平成17年公認会計士試験第2次試験の試験委員等について (2) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
16	H16.11.30	(1) 品質管理レビューの実態把握について
17	H16.12.7	(1) 公認会計士試験試験問題調整小委員会委員について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
18	H16.12.14	(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について

回	開催日	主な議題
19	H16.12.21	(1) 公認会計士試験第3次試験口述試験受験資格者の決定について (2) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について (3) モニタリングの状況報告について
20	H17.1.20	(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
21	H17.2.8	(1) 新公認会計士試験実施検討小委員会の検討事項の報告について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの実態把握について ②モニタリングに係る報告について (3) 来年度のレビュー計画及び審査について(自由討論)
22	H17.2.22	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングに係る報告について
23	H17.3.8	(1) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの実態把握及び提言に対する対応について ②品質管理レビューの月次報告について ③モニタリングについて
24	H17.3.17	(1) 公認会計士試験について ①平成16年第3次試験の合格者等の決定について ②平成17年第1次試験の合格者の決定について
25	H17.4.5	(1) 監査人監督者国際会議について (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
26	H17.4.19	(1) モニタリングについて
27	H17.5.17	(1) 公認会計士試験第2次試験(短答式)の実施について (2) モニタリングについて
28	H17.5.24	(1) 審査会の活動状況の公表(方針)について (2) モニタリングについて
29	H17.5.31	(1) 政策評価について (2) モニタリングについて
30	H17.6.7	(1) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査基本方針等の見直しについて ③モニタリングについて

回	開催日	主な議題
31	H17.6.14	(1) 公認会計士試験について ①第2次試験短答式試験の合格者の決定について ②第3次試験の主任委員等の指名について ③新公認会計士試験の年間スケジュール(試案)について (2) モニタリングについて ①審査基本方針等の見直しについて ②モニタリングについて
32	H17.6.28	(1) 公認会計士試験について ①第3次試験試験委員について ②新公認会計士試験の実施に関する検討事項の報告について (2) モニタリングについて